

## 市第 4 3 号議案 指定管理者の指定手続等を定めるための関係条例の整備に関する条例の制定について

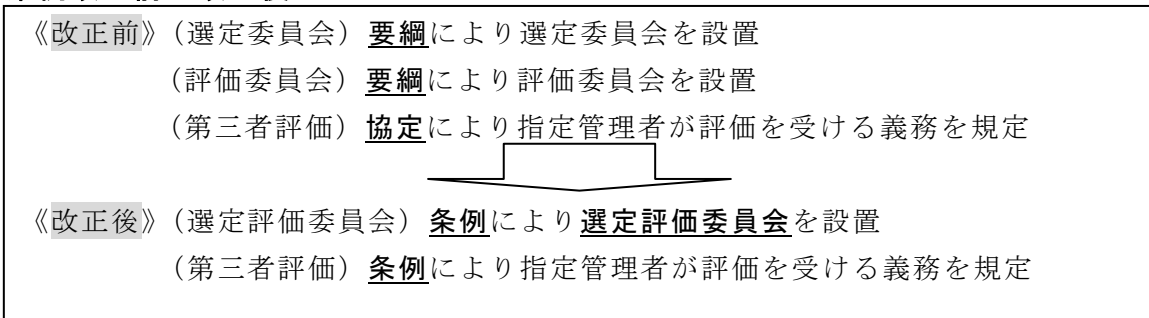
### 1 制定の趣旨

平成 22 年度に多くの施設で指定管理者 2 期目の選定を終え、本年 4 月現在、本市の指定管理者の指定済み施設は 892 施設となっています。これらの施設における指定手続や評価について、実際の運用状況に合わせ、条例で明確化するため、指定管理者制度を導入している各施設の設置条例（横浜市男女共同参画センター条例等 49 条例）の一部改正を行うものです。

### 2 条例改正の主な内容

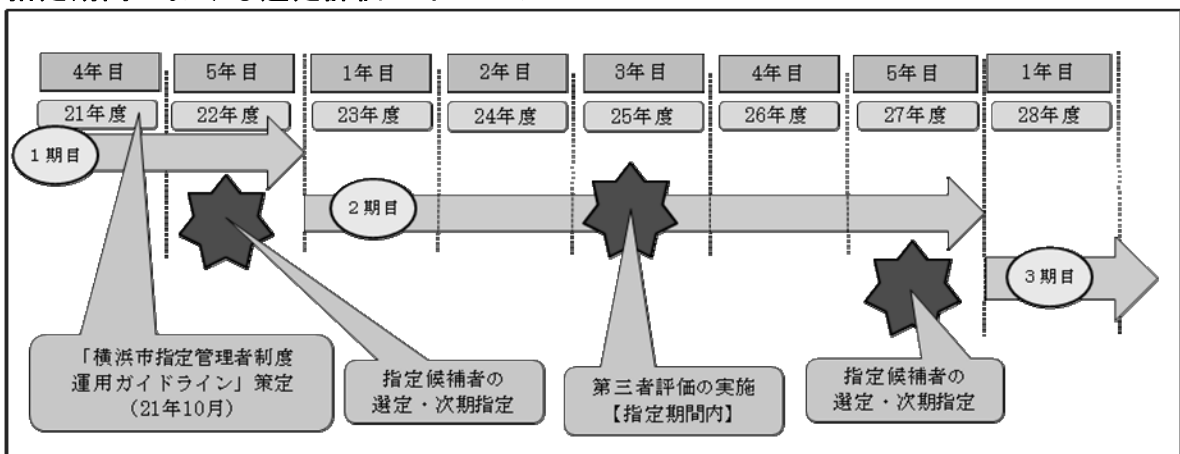
- (1) 指定管理者の候補者の選定、指定管理者による各施設の管理の業務に係る第三者評価を行うため指定管理者選定評価委員会等を設置すること。
- (2) 指定管理者の候補者を選定する際に、指定管理者選定評価委員会等の意見を聴くこと。
- (3) 指定管理者の義務として、指定期間中に第三者評価を受けること。

### 3 条例改正前と改正後



但し、各区に同種施設が存在する施設（地区センターなどの区民利用施設）等については選定委員会を設置し、第三者評価は民間評価機関により実施します。  
 （※委員会数合計 177 委員会（選定評価委員会[55]・選定委員会[122]））

### 4 指定期間における選定評価のイメージ



### 5 施行期日

平成 24 年 4 月 1 日

《一部改正の対象となる条例等(指定済み施設:892施設)》

●：選定評価委員会を設置 ○：選定委員会を設置 ◎：両方を設置 ー：設置なし

	条 例 名 称	改正条例条番号 ・議案書記載頁	指定管理者を指定している主な施設	所管局
1	●横浜市男女共同参画センター条例	第1条・10頁	男女共同参画センター(3施設:横浜、横浜南、横浜北)	市民局
2	○横浜市地区センター条例	ー	各区地区センター等(123施設)	
3	○横浜市公会堂条例	第2条・11頁	各区公会堂(7施設:南・港北・青葉・都筑・栄・泉・瀬谷)	
4	●横浜市庁舎駐車場条例	第3条・14頁	市庁舎駐車場、各区庁舎駐車場(16施設:鶴見・神奈川・中・南・港南・保土ケ谷・旭・磯子・金沢・港北・緑・青葉・都筑・戸塚・栄・泉)	
5	◎横浜市スポーツ施設条例	第4条・15頁	横浜国際プール、横浜文化体育館、各区スポーツセンター(18施設)	
6	●横浜市市民文化会館条例	第5条・19頁	市民文化会館関内ホール	文化 観光局
7	●横浜美術館条例	第6条・20頁	横浜美術館	
8	●横浜市市民ギャラリー条例	第7条・21頁	横浜市民ギャラリー、横浜市民ギャラリーあざみ野	
9	●横浜市区民文化センター条例	第8条・23頁	各区区民文化センター(8施設:鶴見・神奈川・港南・旭・磯子・戸塚・栄・泉)	
10	●横浜市能楽堂条例	第9条・26頁	横浜能楽堂、久良岐能舞台	
11	●横浜みなとみらいホール条例	第10条・28頁	横浜みなとみらいホール	
12	●横浜市芸能センター条例	第11条・29頁	芸能センター(横浜にぎわい座)	
13	●横浜市消費生活総合センター条例	第12条・31頁	消費生活総合センター	経済局
14	●横浜市技能文化会館条例	第13条・32頁	技能文化会館	
15	●横浜市青少年施設条例	第14条・33頁	青少年交流センター、野島青少年研修センター、青少年育成センター	こども 青少年 局
16	●横浜市青少年野外活動センター条例	第15条・34頁	青少年野外活動センター(4施設:三ツ沢公園、こども自然公園、くろがね、道志)	
17	●横浜こども科学館条例	第16条・35頁	横浜こども科学館	
18	○横浜市保育所条例	第17条・37頁	かながわ保育園、金沢八景保育園	
19	○横浜市地域療育センター条例	第18条・38頁	地域療育センター(6施設:東部、中部、西部、南部、北部、戸塚)	健康 福祉局
20	●横浜市救急医療センター条例	第19条・39頁	救急医療センター	
21	○横浜市地域ケアプラザ条例	ー	各区地域ケアプラザ(114施設)	
22	○横浜市福祉保健活動拠点条例	第20条・40頁	各区福祉保健活動拠点(18施設)	
23	●横浜市社会福祉センター条例	第21条・42頁	社会福祉センター	
24	●横浜市福祉保健研修交流センター条例	ー	福祉保健研修交流センターウィリング横浜	

25	○横浜市保護施設条例	第22条・43頁	浦舟園、中央浩生館	健康 福祉局
26	●横浜市寿生活館条例	第23条・44頁	寿生活館	
27	●横浜市ホームレス自立支援施設条例	第24条・45頁	ホームレス自立支援施設はまかぜ	
28	●横浜市総合リハビリテーションセンター条例	第25条・46頁	総合リハビリテーションセンター、福祉 機器支援センター（3施設：反町、泥亀、 中山）	
29	●横浜市障害者研修保養センター条例	第26条・47頁	障害者研修保養センター横浜あゆみ荘	
30	●横浜市障害者スポーツ文化センター条例	第27条・48頁	障害者スポーツ文化センター横浜ラポール	
31	○横浜市知的障害者生活介護型施設条例	第28条・50頁	つたのは学園、中山みどり園	
32	●横浜市精神障害者生活支援センター条例	第29条・51頁	各区精神障害者生活支援センター（6施設： 神奈川・港南・保土ヶ谷・磯子・緑・栄）	
33	○横浜市老人福祉施設条例	第30条・52頁	新橋ホーム、天神ホーム、浦舟ホーム、 各区老人福祉センター（18施設）	
34	●横浜市高齢者保養研修施設条例	第31条・54頁	高齢者保養研修施設ふれーゆ	
35	●横浜市スポーツ医科学センター条例	第32条・55頁	スポーツ医科学センター	
36	●横浜市総合保健医療センター条例	第33条・57頁	総合保健医療センター	
37	●横浜市墓地及び霊堂に関する条例	第34条・58頁	メモリアルグリーン	
38	◎横浜市公園条例	第35条・59頁	新横浜公園・ログハウスほか99施設	
39	●横浜市動物園条例	第36条・63頁	よこはま動物園、野毛山公園（野毛山動物 園を含む）、金沢自然公園（金沢動物園を 含む）	
40	●横浜市営住宅条例	第37条・64頁	市営住宅、改良住宅（288施設）	建築局
41	ー横浜市改良住宅条例	第38条・65頁		
42	●横浜市港湾施設使用条例	第39条・66頁	大さん橋・日本丸メモリアルパークほか97施設	港湾局
43	●横浜市海づり施設条例	第40条・68頁	海づり施設（3施設：大黒、本牧、磯子）	
44	○横浜市病院事業の設置等に関する条例	ー	みなと赤十字病院、脳血管医療センター 介護老人保健施設	病院 経営局
45	ー横浜市病院事業の経営する病院条例	ー		
46	●横浜市三殿台考古館条例	第41条・69頁	三殿台考古館	教育 委員会 事務局
47	●横浜市歴史博物館条例	第42条・70頁	歴史博物館	
48	●横浜都市発展記念館条例	第43条・72頁	横浜都市発展記念館	
49	●横浜ユーラシア文化館条例	第44条・73頁	横浜ユーラシア文化館	
50	●横浜開港資料館条例	第45条・74頁	横浜開港資料館	
51	●横浜市教育文化センター条例	第46条・75頁	社会教育コーナー	
52	●横浜市国際学生会館条例	第47条・76頁	国際学生会館	
53	●横浜市少年自然の家条例	第48条・78頁	少年自然の家（2施設：赤城林間学園、 南伊豆臨海学園）	
54	●横浜市立図書館条例	第49条・79頁	山内図書館	

（2、21、24、44、45は、当条例の改正以外に改正を行う条例であり、個別の議案として提出しています。）

# 1 新旧対照表

## (1) 横浜市男女共同参画センター条例（選定評価委員会）

改正前	改正後
<p>(指定管理者の指定等)</p> <p>第5条 次に掲げるセンターの管理に関する業務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせるものとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>2～4 略</p>	<p>(指定管理者の指定等)</p> <p>第5条 次に掲げるセンターの管理に関する業務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせるものとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>2～4 略</p>
<p>ア 「選定時に選定評価委員会の意見を聴くこと」を規定</p>	<p><u>5 市長は、指定管理者の候補者を選定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、第14条第1項に規定する横浜市男女共同参画センター指定管理者選定評価委員会（以下「選定評価委員会」という。）の意見を聴かなければならない。</u></p>
<p>イ 指定管理者の第三者評価（<u>選定評価委員会</u>）を受ける義務を規定</p>	<p><u>（管理の業務の評価）</u></p> <p>第7条 指定管理者は、市長が特別の事情があると認める場合を除き、その指定の期間において、<u>第5条第1項各号に掲げるセンターの管理に関する業務について、選定評価委員会の評価を受けなければならない。</u></p>
<p>ウ 「選定評価委員会」の設置等について規定</p>	<p><u>（横浜市男女共同参画センター指定管理者選定評価委員会）</u></p> <p>第14条 指定管理者の候補者の選定、指定管理者によるセンターの管理の業務に係る評価等について調査審議するため、<u>横浜市男女共同参画センター指定管理者選定評価委員会を置く。</u></p> <p><u>2 選定評価委員会は、市長が任命する委員10人以内をもって組織する。</u></p> <p><u>3 前項に定めるもののほか、選定評価委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。</u></p>

## (2) 横浜市公会堂条例（選定委員会）

改正前	改正後
<p>(指定管理者の指定等)</p> <p>第5条 別表第1に掲げる公会堂の管理に関する次に掲げる業務は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、指定管理者(同項に規定する指定管理者をいう。)に行わせるものとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2～6 略</p> <p>ア 「選定時に選定委員会の意見を聴くこと」を規定</p> <p>イ 指定管理者が第三者評価(民間評価機関)を受ける義務を規定</p> <p>『市長が定めるところにより評価を受けなければならない』旨を規定</p> <p>ウ 「選定委員会」の設置等について規定</p>	<p>(指定管理者の指定等)</p> <p>第5条 別表第1に掲げる公会堂の管理に関する次に掲げる業務は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、指定管理者(同項に規定する指定管理者をいう。)に行わせるものとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2～6 略</p> <p><u>7 市長は、第3項の規定により公募し、又は指定管理者の候補者を選定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、別表第3の右欄に掲げる担</u> <u>任事務の区分に応じ、それぞれ同表の左</u> <u>欄に掲げる指定管理者選定委員会(第16</u> <u>条第1項に規定する指定管理者選定委員</u> <u>会をいう。)の意見を聴かなければなら</u> <u>ない。</u></p> <p><u>(管理の業務の評価)</u></p> <p><u>第7条 指定管理者は、市長が特別の事情</u> <u>があると認める場合を除き、その指定の</u> <u>期間において、第5条第1項各号に掲げ</u> <u>る公会堂の管理に関する業務について、</u> <u>市長が定めるところにより評価を受けな</u> <u>ければならない。</u></p> <p><u>(指定管理者選定委員会)</u></p> <p><u>第16条 別表第3の右欄に掲げる担</u> <u>任事務を行うため、それぞれ同表の左欄</u> <u>に掲げる指定管理者選定委員会(以下「選</u> <u>定委員会」という。)を置く。</u></p> <p><u>2 選定委員会は、それぞれ市長が任命す</u> <u>る委員10人以内をもって組織する。</u></p> <p><u>3 前項に定めるもののほか、選定委員会</u> <u>の組織及び運営に関し必要な事項は、市</u> <u>長が定める。</u></p>

## 別表第3（第5条第7項、第16条第1項）

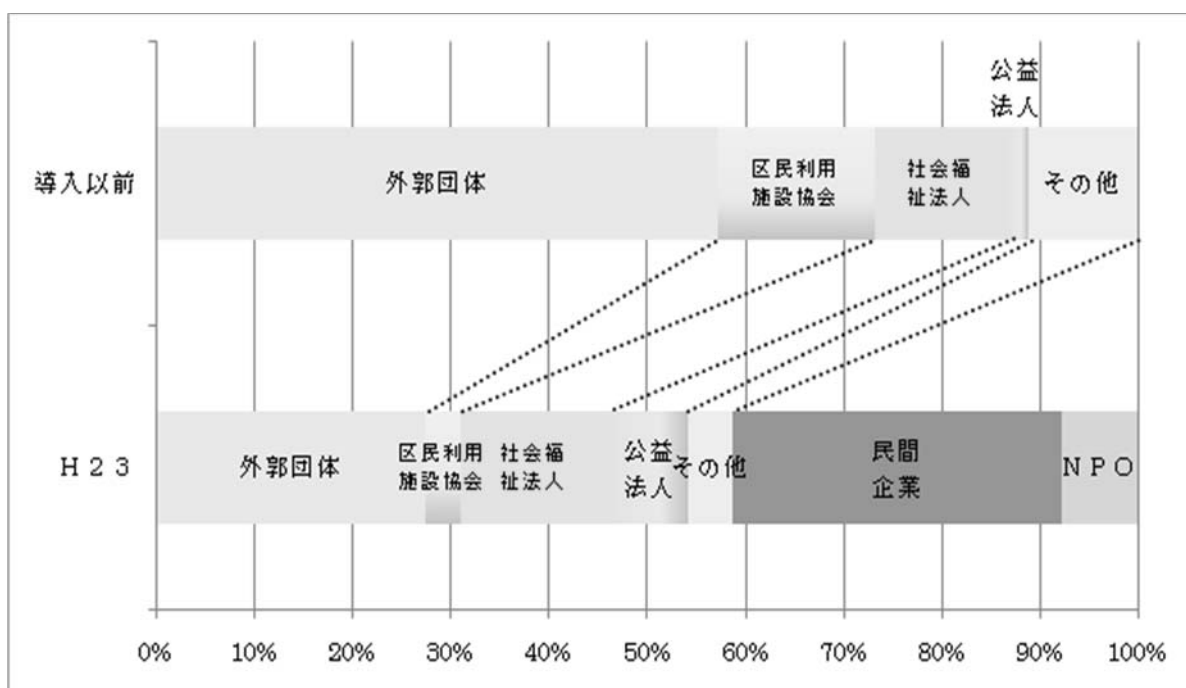
名称	担当事務
横浜市鶴見公会堂 指定管理者選定委 員会	横浜市鶴見公会堂の指定管理者 の候補者の選定等についての調 査審議に関する事務
横浜市神奈川公会 堂指定管理者選定 委員会	横浜市神奈川公会堂の指定管理 者の候補者の選定等についての 調査審議に関する事務
横浜市南公会堂指 定管理者選定委員 会	横浜市南公会堂の指定管理者の 候補者の選定等についての調査 審議に関する事務
横浜市港南公会堂 指定管理者選定委 員会	横浜市港南公会堂の指定管理者 の候補者の選定等についての調 査審議に関する事務
横浜市保土ヶ谷公 会堂指定管理者選 定委員会	横浜市保土ヶ谷公会堂の指定管 理者の候補者の選定等について の調査審議に関する事務
横浜市旭公会堂指 定管理者選定委員 会	横浜市旭公会堂の指定管理者の 候補者の選定等についての調査 審議に関する事務
横浜市金沢公会堂 指定管理者選定委 員会	横浜市金沢公会堂の指定管理者 の候補者の選定等についての調 査審議に関する事務
横浜市港北公会堂 指定管理者選定委 員会	横浜市港北公会堂の指定管理者 の候補者の選定等についての調 査審議に関する事務
横浜市青葉公会堂 及び横浜市青葉ス ポーツセンター指 定管理者選定委員 会	横浜市青葉公会堂及び横浜市青 葉スポーツセンターの指定管理 者の候補者の選定等についての 調査審議に関する事務
横浜市都筑公会堂 指定管理者選定委 員会	横浜市都筑公会堂の指定管理者 の候補者の選定等についての調 査審議に関する事務
横浜市栄公会堂及 び横浜市栄スポー ツセンター指定管 理者選定委員会	横浜市栄公会堂及び横浜市栄ス ポーツセンターの指定管理者の 候補者の選定等についての調査 審議に関する事務
横浜市泉公会堂指 定管理者選定委員 会	横浜市泉公会堂の指定管理者の 候補者の選定等についての調査 審議に関する事務
横浜市瀬谷公会堂 指定管理者選定委 員会	横浜市瀬谷公会堂の指定管理者 の候補者の選定等についての調 査審議に関する事務

## 2 指定管理者制度の運用状況

### (1) 指定管理者の選定状況

#### ア 指定管理者の団体種別内訳（23年4月現在）

団体種別	従来から管理運営が可能であった団体					指定管理者制度導入により可能となった団体		合 計
	外郭団体	区民利用施設協会	社会福祉法人	公益法人	その他	民間企業	NPO	
制度導入以前 (割合)	439 (57.2%)	122 (15.9%)	105 (13.7%)	15 (2.0%)	86 (11.2%)	—	—	767 (100.0%)
H23 (割合)	244 (27.4%)	33 (3.7%)	136 (15.2%)	70 (7.8%)	41 (4.6%)	299 (33.5%)	69 (7.7%)	892 (100.0%)



## イ 施設分類ごとの公募・非公募（23年4月現在）

施設分類		施設数 (全体)	公募 施設数	非公募 施設数	施設分類 ごとの 非公募割合	非公募の主な施設
区民 利用 施設	-	326	319	7	2.15%	松見集会所、幸ヶ谷集会所、羽沢スポーツ会館、瀬谷公会堂、戸塚区民文化センター、かながわ保育園、金沢八景保育園
市民 利用 施設	スポーツ 施設	3	3	0	0.00%	-
	文化 施設	11	9	2	18.18%	横浜にぎわい座、横浜能楽堂
	福祉 施設	31	18	13	41.94%	地域療育センター(東部・中部・西部・南部・北部・戸塚)、障害者スポーツ文化センター横浜ラポール、総合リハビリテーションセンター・福祉機器支援センター(反町・泥亀・中山)、社会福祉センター、福祉保健研修交流センター ウィリング横浜
	医療 施設	5	3	2	40.00%	総合保健医療センター、救急医療センター
	動物園・ 公園等	85	69	16	18.82%	横浜動物園・金沢動物園・金沢自然公園、野毛山動物園・野毛山公園、みその公園文化体験施設(獅子ヶ谷横溝屋敷)等の古民家・自然体験施設等
	その他 市民 利用 施設	61	47	14	22.95%	消費生活総合センター、道志青少年野外活動センター、八景島(八景島さん橋等)、三殿台考古館、歴史博物館、横浜都市発展記念館、ユーラシア文化館、横浜開港資料館、青少年育成センター、青少年交流センター、戸塚区総合庁舎駐車場
その他 施設	-	370	288	82	22.16%	コンテナターミナル等物流等関連施設、大黒ふ頭厚生センター、港湾労働会館等の港湾関係厚生施設
計		892	756 (84.7%)	136 (15.3%)	-	-

## ウ 指定期間別の施設数（23年4月現在）

指定期間	施設数(割合)		主な施設など
10年超	4	0.45%	みなと赤十字病院、瀬谷公会堂、戸塚区民文化センター、戸塚区総合庁舎駐車場
10年	8	0.90%	知的障害者生活介護型施設つたのは学園、各区精神障害者生活支援センター(神奈川・港南・保土ヶ谷・緑・磯子・栄)、脳血管医療センター介護老人保健施設
5年	841	94.28%	-
4年以上5年未満	23	2.58%	分区園(南本宿公園・若草台第二公園・和泉アカシア公園)、年度途中で新規に開設した地域ケアプラザ <sup>※</sup> ・コミュニティハウス等
3年以上4年未満	10	1.12%	少年自然の家(赤城林間学園・南伊豆臨海学園)、俣野公園、長浜公園、長坂谷公園などの公園等
2年以上3年未満	6	0.67%	青少年育成センター、青少年交流センター、道志青少年野外活動センター、社会福祉センター、福祉保健研修交流センターウィリング横浜、中川地域ケアプラザ
合計	892	100%	

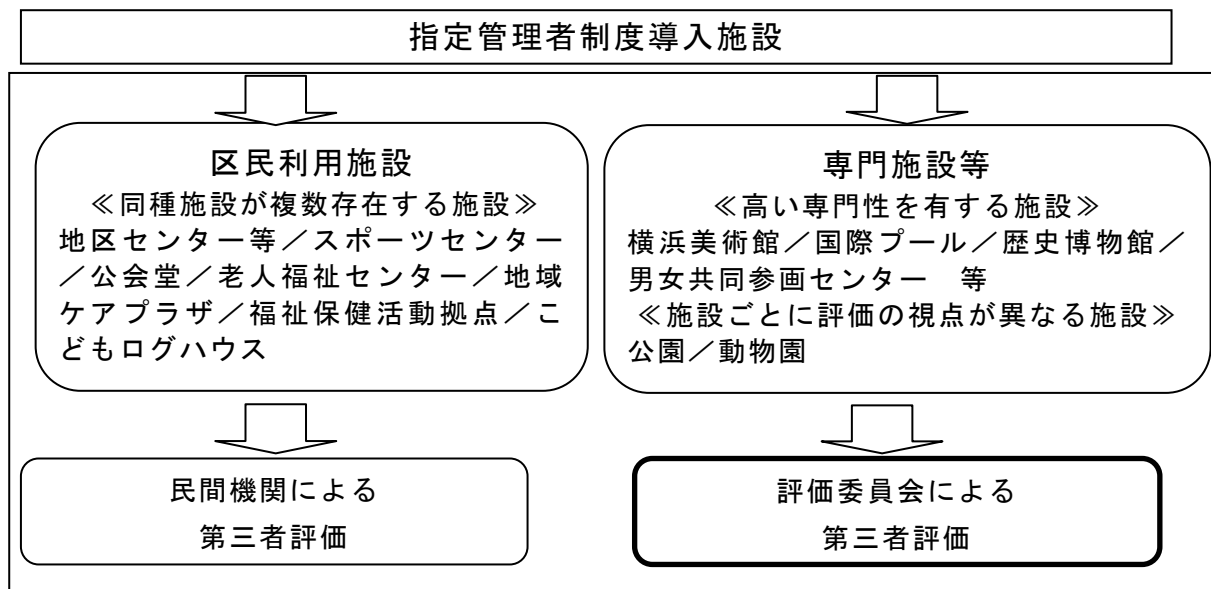


## (2) 第三者評価の概要

本市では、平成 18 年度から指定管理者制度導入施設で第三者評価を実施しています。その目的は、「PDCA サイクル」の一環として、評価を通じ「施設運営の継続的な改善」につなげることです。このような評価は、客観的かつ多角的な視点から行うことから、指定管理者にとっての「気づき」のきっかけとなり、指定管理者自らが業務改善を行い、施設運営の自発的な改善を図るものです。第三者評価の結果については、本市ホームページで公表しています。

### ア 第三者評価の方式

指定管理者制度を導入した全ての施設を対象に、施設特性による 2 つの評価方式で第三者評価を実施しています。



### イ 民間機関による第三者評価

本市が複数の評価機関を認定し、指定管理者との契約に基づき、評価機関が評価を実施します。平成 23 年 10 月現在、20 団体を第三者評価機関として認定しています。

### ウ 評価委員会による第三者評価

外部有識者で構成された評価委員会が、専門性や施設特性等を考慮して、各区局が設置する評価委員会において評価を実施します。

### エ 第三者評価の項目 [例：地区センター等の評価項目]

- ア 地域及び地域住民との連携
- イ 利用者サービスの向上
- ウ 施設・設備の維持管理
- エ 緊急時対応
- オ 組織運営及び体制
- カ その他

### オ 評価の実施時期等

第三者評価は、指定期間(標準 5 年)内に 1 回実施することを原則としています。ただし、同一の指定期間内に指定管理者が任意に再評価を行うことを妨げません。実施時期は、第三者評価実施後の施設運営に評価結果を生かす必要があることから、原則として指定期間の 2 年目又は 3 年目までに実施するとともに、同一団体が継続して指定管理者として指定された場合には、所管課と指定管理者の協議により指定期間 1 年目から実施することも可能としています。

### 3 指定管理者の指定済み施設一覧（892 施設）

【23 年 4 月現在】

大分類	中分類	小分類	施設数	内訳
区民利用施設 (326)	地区センター等 (112)	地区センター	79	鶴見(6)、神奈川(5)、西(2)、中(3)、南(4)、港南(5)、保土ヶ谷(3)、旭(6)、磯子(4)、金沢(5)、港北(6)、緑(4)、青葉(6)、都筑(4)、戸塚(6)、栄(3)、泉(4)、瀬谷(3)
		コミュニティハウス	28	鶴見(3)、神奈川(1)、西(1)、中(1)、南(4)、港南(3)、保土ヶ谷(3)、旭(2)、磯子(1)、金沢(1)、港北(2)、緑(1)、青葉(1)、戸塚(1)、栄(1)、泉(2)
		集会所	5	神奈川(2)、西(1)、中(1)、泉(1)
	スポーツ施設 (29)	スポーツ会館	11	神奈川(1)、南(1)、港南(1)、保土ヶ谷(1)、旭(1)、金沢(1)、港北(1)、緑(1)、青葉(1)、都筑(2)
		スポーツセンター	18	各区に1施設
	福祉施設 (152)	老人福祉センター	18	各区に1施設
		地域ケアプラザ	114	鶴見(7)、神奈川(6)、西(3)、中(6)、南(7)、港南(7)、保土ヶ谷(5)、旭(9)、磯子(7)、金沢(9)、港北(7)、緑(6)、青葉(6)、都筑(4)、戸塚(9)、栄(6)、泉(5)、瀬谷(5)
		保育所	2	神奈川・金沢
		福祉保健活動拠点	18	各区に1施設
	その他区民利用施設 (33)	公会堂	7	南・港北・青葉・都筑・栄・泉・瀬谷 ※ 他の11区は直営
		区民文化センター	8	鶴見・神奈川・港南・旭・磯子・戸塚・栄・泉
		こどもログハウス	18	各区に1施設
市民利用施設 (大規模・専門施設) (196)	文化施設 (11)	横浜みなとみらいホール	1	
		横浜美術館	1	
		その他文化施設	9	市民ギャラリー・市民ギャラリーあざみ野、市民文化会館「関内ホール」、横浜能楽堂、久良岐能舞台、芸能センター「横浜にぎわい座」、大倉山記念館、陶芸センター、長浜ホール
	スポーツ施設 (3)	横浜国際プール	1	
		体育館	2	横浜文化体育館、平沼記念体育館
	福祉施設 (31)	地域療育センター	6	地域療育センター(6施設:東部・中部・西部・南部・北部・戸塚)
		障害者施設	14	障害者スポーツ文化センター横浜ラポール、総合リハビリテーションセンター、福祉機器支援センター(3施設:反町・泥亀・中山)、知的障害者更生施設(2施設:中山みどり園・つたのは学園)、精神障害者生活支援センター(6施設:神奈川区・港南区・栄区・保土ヶ谷区・磯子区・緑区)、障害者研修保養センター横浜あゆみ荘
		高齢者施設	5	高齢者保養研修施設「ふれーゆ」、特別養護老人ホーム等(4施設:養護老人ホーム新橋ホーム・特別養護老人ホーム新橋ホーム・特別養護老人ホーム天神ホーム・特別養護老人ホーム浦舟ホーム)
		その他福祉施設	6	福祉保健研修交流センター「ウィング横浜」、社会福祉センター、寿生活館、保護施設(2施設:浦舟園・中央浩生館)、ホームレス自立支援施設はまかぜ
	医療施設 (5)	みなと赤十字病院	1	
		脳血管医療センターに併設する介護老人保健施設	1	
		その他医療施設	3	スポーツ医科学センター、総合保健医療センター、救急医療センター
	動物園・公園等 (85)	動物園	3	動物園(3施設:よこはま・金沢・野毛山)
		公園等	82	公園(81施設:新横浜公園・俣野公園・長浜公園・長坂谷公園 等)、メモリアルグリーン(新墓園)
	その他市民利用施設 (61)	博物館等	5	三殿台考古館、歴史博物館、横浜都市発展記念館、横浜ユーラシア文化館、横浜開港資料館
		市民利用港湾施設	17	臨港パーク等関連施設(8)・大さん橋(2)・横浜港シンボルタワー(2)・八景島(4)・日本丸メモリアルパーク
		海づり施設	4	海づり施設(3施設:本牧・磯子・大黒)、大黒ふ頭先端緑地
		青少年施設	10	横浜子ども科学館、野島青少年研修センター、青少年育成センター、青少年交流センター、青少年野外活動センター(4施設:三ツ沢公園・子ども自然公園・くろがね・道志)、少年自然の家(赤城・南)
		その他施設	25	消費生活総合センター、技能文化会館、国際学生会館、男女共同参画センター(3)、社会教育コーナー、庁舎駐車場(17)、山内図書館
その他施設 (370)	市営住宅	288	鶴見区・神奈川区(54)、西・中・南・保土ヶ谷(84)、港南・戸塚(24)、旭(19)、磯子・金沢・栄(38)、港北・青葉・都筑(28)、緑(15)、泉・瀬谷(26) ※施設数は公募単位を表示	
	港湾関係厚生施設	6	大黒ふ頭厚生センター、横浜市港湾労働会館、山下ふ頭港湾厚生センター、港湾労働者本牧ふ頭厚生施設、本牧ふ頭B突堤厚生施設、港湾労働者共同住宅第2新山下寮	
	港湾物流関連施設	76	大黒ふ頭C-3号岸壁、出田町ふ頭C岸壁、大黒ふ頭の上屋、大黒ふ頭の荷さばき地、瑞穂ふ頭物揚場、南本牧ふ頭1号線、大黒ふ頭の重量物用橋型起重機 他	
合 計			892	